

十和田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 18年度人件費率
19年度	人 66,734	千円 28,588,877	千円 566,564	千円 4,378,893	% 15.3	% 16.0

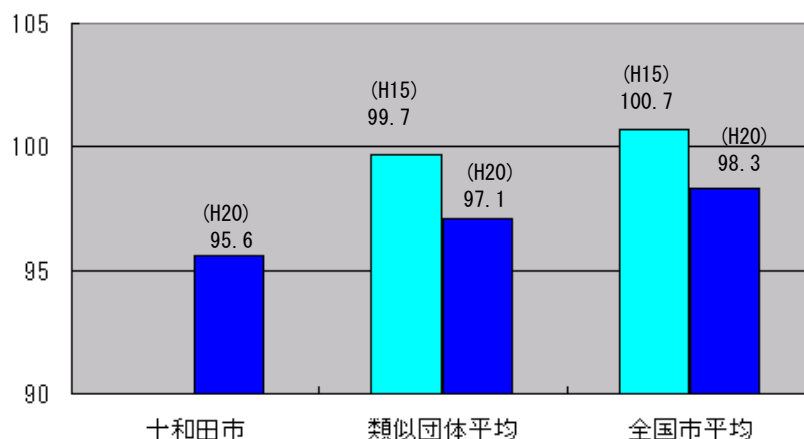
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
19年度	人 445	千円 1,902,631	千円 244,586	千円 753,156	千円 2,900,373	千円 6,518	千円 6,323

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項 平成17年1月1日に旧十和田市及び旧十和田湖町が新設合併により、新十和田市となっています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
十和田市	42.8 歳	326,300 円	378,168 円	353,141 円
青森県	44.4 歳	350,300 円	420,914 円	386,108 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
類似団体	43.9 歳	340,746 円	398,421 円	373,445 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
十和田市	53.6 歳	54 人	374,126 円	398,909 円	394,376 円	—	—	—	—
うち用務員	52.8 歳	35 人	367,929 円	388,708 円	388,871 円	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.72
うち自動車運転手	54.0 歳	12 人	375,825 円	423,162 円	400,075 円	自家用乗用自動車運転者	51.9 歳	195,200 円	2.17
うちその他技能労務職	57.1 歳	7 人	402,200 円	408,335 円	412,129 円	—	—	—	—
青森県	46.5 歳	552 人	315,700 円	361,011 円	341,241 円	—	—	—	—
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	—	320,623 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	58 人	311,102 円	341,983 円	328,639 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
十和田市	6,559,339 円	— 円	—
うち用務員	6,478,061 円	3,227,400 円	2.01
うち自動車運転手	6,818,494 円	2,570,000 円	2.65
うちその他技能労務職	6,830,034 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
十和田市	46.6 歳	443,838 円	486,838 円
青森県	43.6 歳	378,900 円	425,741 円
類似団体	44.0 歳	342,414 円	366,623 円

※青森県及び類似団体については、小・中学校（幼稚園）教育職の数値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区分		十和田市	青森県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	168,756 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	137,298 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	132,888 円	— 円
	中学卒	— 円	121,030 円	— 円
教育職	大学卒	192,800 円	188,944 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

※ 一般行政職のみ国と比較しています。

※ 該当者がいない場合は「—」としています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（20年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	253,133 円	294,200 円	— 円
	高校卒	220,300 円	252,100 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

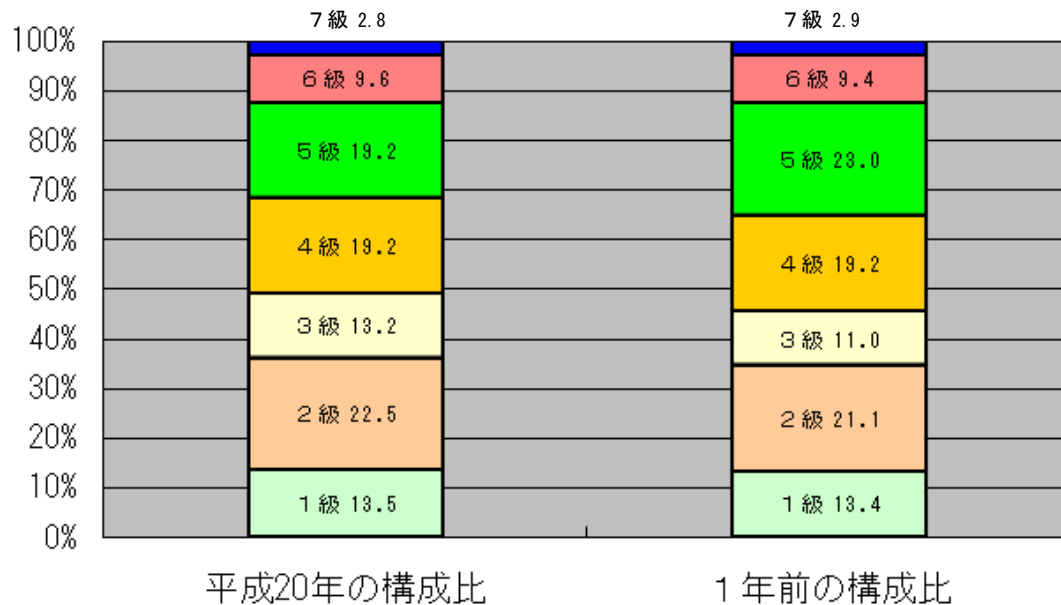
※ 該当者がいない場合は「—」としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	49 人	13.5 %
2級	主査	82 人	22.5 %
3級	主任主査	48 人	13.2 %
4級	係長	70 人	19.2 %
5級	課長補佐	70 人	19.2 %
6級	課長	35 人	9.6 %
7級	部長	10 人	2.8 %

- (注) 1 十和田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

毎年、課長補佐級以下の職員を被評定者として勤務成績の評定を実施しています。
 なお、能力評価と業績評価（目標管理）による新たな人事評価について、平成20年度に係長級以上の職員を対象として第1次試行を実施し、平成21年度は見直しを行ったうえで第2次試行を実施する予定です。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績評定結果の昇給への反映は実施していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十和田市	青森県	国
1人当たり平均支給額（19年度） 1,693 千円	1人当たり平均支給額（19年度） 1,845 千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 2.95月分 勤勉手当 1.45月分 (1.55)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 2.95月分 勤勉手当 1.45月分 (1.55)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.50月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%加算 管理職加算 10~25%加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%加算 管理職加算 10~25%加算

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>毎年、課長補佐級以下の職員を被評定者として勤務成績の評定を実施しています。なお、能力評価と業績評価（目標管理）による新たな人事評価について、平成20年度に係長級以上の職員を対象として第1次試行を実施し、平成21年度は見直しを行ったうえで第2次試行を実施する予定です。</p> <p>2. 昇給への勤務成績の反映状況</p> <p>勤務成績評定結果の成績率への反映は実施していません。</p>

(2) 退職手当（20年4月1日現在）

十和田市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2~20%加算	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2~20%加算
1人当たり平均支給額 2,021千円	24,875千円

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		27,413 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		783,225 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	13 %	35 人	13 %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
医師	15 %	15 %

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		195,872 千円	
		医師職	137,131 千円
		医療技術職	2,733 千円
		看護・保健職	54,234 千円
		その他の職員	1,774 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		619,848 円	
		医師職	3,428,264 円
		医療技術職	97,607 円
		看護・保健職	276,704 円
		その他の職員	34,124 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）		35.3 %	
手当の種類（手当数）		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の病原体の付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	日額290円
福祉業務手当	健康福祉部福祉課に勤務する職員	生活保護に関する現業事務	日額230円
市税徴収手当	職員	専ら市税の徴収事務（滞納処分を含む。）に従事したとき	日額210円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療従事手当	病院事業所に勤務する医師	診療手当	月額 100,000 円～420,000 円
		救急手当（正規の勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられ、緊急を要する診療に従事したとき）	1 件につき 500 円～5,000 円又は手術料等の 20%（60,000 円限度）
		検診手当（検診及び健康精査業務に従事したとき）	検診料金の 20%
			健康精査 1 人につき 5,000 円
		診断書作成手当（生命保険に係る診断書を作成したとき）	診断書手数料の 50%
麻酔手当（麻酔科に勤務する医師以外の医師が他の診療所の依頼により全身麻酔の業務に従事したとき）	麻酔科の 20%		
夜間看護手当	病院事業所の病棟に勤務する看護師、助産師若しくは准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜の場合の看護等の業務	勤務 2 時間未満の場合 1 回につき 2,000 円
			勤務 2 時間以上 4 時間未満の場合 1 回につき 2,900 円
			勤務 4 時間以上の場合 1 回につき 3,300 円
行旅死亡人等処置手当	職員	行旅死亡人又は施設に入所している者が死亡したときにその処置に従事した場合	1 体につき 2,000 円
救急医療待機手当	病院事業所に勤務する診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	救急医療に従事するために待機した場合	平日 1 回につき 3,000 円
			土曜日 1 回につき 1,500～4,500 円
			日曜日又は祝日 1 回につき 3,000～5,900 円
用地取得交渉手当	管財課に勤務する職員及び管財課の要請を受けて用地取得のための交渉の業務に従事する職員	用地取得のための交渉の業務に従事した場合	日額 470 円
使用料等収納手当	職員	外勤して使用料、手数料、分担金その他の税外諸収入金を収納した場合	日額 200 円
保育士業務手当	市立保育所の保育士	保育業務に従事した場合	月額 7,000 円
幼稚園業務手当	市立幼稚園の幼稚園教諭	教育業務に従事した場合	月額 5,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	177,477 千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	208 千円
支給実績 (18年度決算)	192,195 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	225 千円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき支給	異	支給額を規定額の70%	72,262 千円	729,919 円
	部長級 77,400 円				
	課長級 62,300 円				
初任給調整手当	医師として採用された職員に対し経験年数に応じ、月額268,500円の範囲内で支給	同		98,212 千円	2,728,119 円
扶養手当	配偶者 13,000 円	同		86,987 千円	224,194 円
	配偶者以外				
	1人目 配偶者有 6,500 円				
	配偶者無 11,000 円				
	2人目 1人につき以降 6,500 円				
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額 1人につき 5,000 円				
住居手当	自ら居住するため住宅を借受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高 27,000 円	同		45,796 千円	100,873 円
	当該職員の所有に係る住宅のうち新築され又は購入の日から起算して5年を経過していないもの 2,500 円				

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
休日勤務手当	勤務1時間につき、勤務1時間当りの給与額の135/100	同		10,297 千円	45,766 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき、勤務1時間当りの給与額の25/100	同		29,982 千円	142,096 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200 円	同		11,386 千円	29,269 円
	医師の当直 20,000 円				
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 管理職手当の区分に応じ、1回につき4,000円～12,000円	異	支給区分及び支給額	9,507 千円	633,800 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月に在勤する職員に支給(20年度までの経過措置あり)	同		54,065 千円	60,274 円
	世帯主で扶養親族のある職員 17,800 円				
	世帯主で扶養親族のない職員 10,200 円				
	その他の職員 7,360 円				
通勤手当	交通機関等(バス等)利用者の支給限度額 55,000 円	同		24,156 千円	49,299 円
	交通用具(自動車等)利用者の支給限度額 24,500 円				
単身赴任手当	異動等により単身で生活する職員に支給 支給限度額 68,000 円	同		—	—
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のために十和田市に派遣された職員に支給。 滞在期間に応じ、1日3,970円～6,620円			—	—

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	861,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,007,000 円 / 492,500 円	
	副市長	700,000 円 (— 円)	817,000 円 / 552,000 円	
	収入役	636,000 円 (— 円)	681,000 円 / 530,400 円	
報酬	議長	450,000 円 (— 円)	690,000 円 / 330,000 円	
	副議長	391,500 円 (— 円)	620,000 円 / 272,300 円	
	議員	362,000 円 (— 円)	560,000 円 / 247,500 円	
期末手当	市長 副市長 収入役	(19年度支給割合) 2.95 月分		
	議長 副議長 議員	(19年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×月数×52/100	(1期の手当額) 21,490,560 円	(支給時期) 任期満了時
	副市長	給料月額×月数×26.5/100	8,904,000 円	任期満了時
	収入役	給料月額×月数×24/100	7,326,720 円	任期満了時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

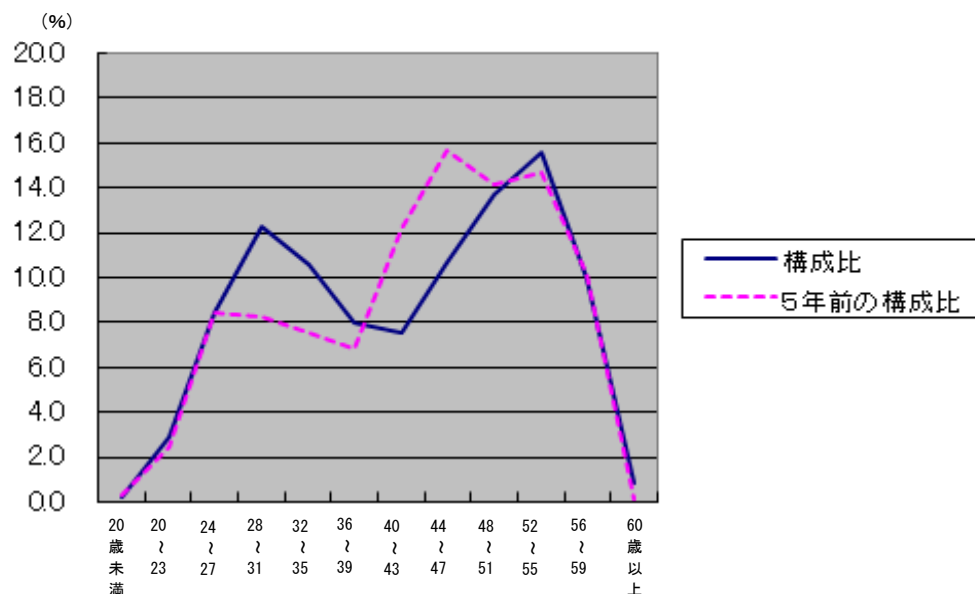
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成 19 年	平成 20 年		
普通 行政 会計 部門	議 会	8	7	△1	事務の統廃合、縮小による減
	総 務	121	114	△7	事務の統廃合、縮小による減
	税 務	37	35	△2	事務の統廃合、縮小による減
	民 生	68	56	△12	事務の民間等委託による減
	衛 生	32	32	0	
	農林水産	35	34	△1	事務の統廃合、縮小による減
普通 行政 会計 部門	商 工	26	30	4	現代美術館開館による増
	土 木	48	47	△1	事務の統廃合・縮小による減
普通 行政 会計 部門	計	375	355	△20	<参考> 人口1万人当り職員数 53.20人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 60.21人)
	教 育	83	91	8	病院部門からの職員配置による増
	小 計	458	446	△12	<参考> 人口1万人当り職員数 66.83人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 82.18人)
公営 企業等 会計 部門	病 院	372	379	7	看護業務等増による増
	水 道	27	26	△1	交流職員の受入れによる減
	下水道	20	17	△3	事務の統廃合、縮小による減
	その他	30	29	△1	介護保険業務退職不補充による減
	小 計	449	451	△2	
合 計		907 〔1,011〕	897 〔1,011〕	△10	<参考> 人口1万人当り職員数 134.4人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（20年4月1日）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 26	人 75	人 109	人 94	人 71	人 67	人 95	人 122	人 139	人 89	人 7	人 896

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
人 948	人 884	人 64	% 6.8

(参考) 十和田市行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	64人の減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	17年計画始期	18年1年目	19年2年目	20年3年目	17年～22年計	(参考)数値目標
	一般行政	職員数	392	379	375	356	—
増減			△13	△4	△19	△17(54.8%)	△31
教育	職員数	96	85	83	91	—	75
	増減		△11	△2	8	△13(61.9%)	△21
公営企業等会計	職員数	460	451	449	450	—	448
	増減		△9	△2	1	△11(91.7%)	△12
計	職員数	948	915	907	897	—	884
	増減		△33	△8	△10	△41(64.1%)	△

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。
2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降、現年までの職員増減数の累計を示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 1,503,890	千円 82,135	千円 169,277	% 11.3	% 10.5

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
19年度	人 27	千円 108,223	千円 16,952	千円 44,102	千円 169,277	千円 6,270	千円 6,874

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（20年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
十和田市水道事業	44.4 歳	349,465 円	522,459 円
団体平均	44.5 歳	374,552 円	571,242 円

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十和田市水道事業	十和田市一般行政職
1人当たり平均支給額（19年度） 1,633 千円	1人当たり平均支給額（19年度） 1,693 千円
(18年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.45 月分 () 月分 () 月分	(18年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.55) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~15%加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~15%加算
(注) () 内は、再任用職員に 係る支給割合です。	団体平均(市町村平均) 1人当たり平均支給額（19年度） 1,792 千円

イ 退職手当（20年4月1日現在）

十和田市水道事業			十和田市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置 2~20%			定年前早期退職特例措置 2~20%		
1人当たり平均支給額		— 千円 26,759 千円	1人当たり平均支給額		2,021 千円 24,875 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 水道事業の退職者は1人のため掲載を省略します。

ウ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）	28 千円		
員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	1,763 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	59.3 %		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
上下水道料金収納手当	職員	外勤して水道料金を収納したとき	日額 200 円

エ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	5,403 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	200 千円
支給実績（18年度決算）	5,940 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	247 千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

オ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき支給	同		1,699 千円	566,336 円
	部長級 77,400 円				
	課長級 62,300 円				

扶養手当	配偶者	13,000 円	同	5,004 千円	333,563 円	
	配偶者以外					
	1 人目	配偶者有				6,500 円
		配偶者無				11,000 円
2 人目以降	1 人につき	6,500 円				
	15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子に加算となる額 1 人につき 5,000 円					
住居手当	自ら居住するため住宅を借受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 最高 27,000 円		同	2,137 千円	101,757 円	
	当該職員の所有に係る住宅のうち新築され又は購入の日から起算して 5 年を経過していないもの 2,500 円					
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給 勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当りの給与額の 25/100		同	0 千円	0 円	
宿日直手当	一般の宿日直	4,200 円	同	0 千円	0 円	
	医師の当直	20,000 円				
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 管理職手当の区分に応じ、1 回につき 4,000 円～12,000 円		同	0 千円	0 円	

寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月に在勤する職員に支給(20年度までの経過措置あり)	同	1,864 千円	69,044 円
	世帯主で扶養親族のある職員 17,800 円			
	世帯主で扶養親族のない職員 10,200 円			
	その他の職員 7,360 円			
通勤手当	交通機関等(バス等)利用者の支給限度額 55,000 円	同	817 千円	45,372 円
	交通用具(自動車等)利用者の支給限度額 24,500 円			
単身赴任手当	異動等により単身で生活する職員に支給 支給限度額 68,000 円	同	0 千円	0 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成18年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 28	人 27	人 1	人 3.6

(参考) 十和田市行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	1人の減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		公営企業 等会計 (水道)	職員数	28	27	27	27
	増減		△1	0	0	△1(100%)	

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。
2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降、現年までの職員増減数の累計を示します。

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 2,276,630	千円 △929,353	千円 124,812	% 5.5	% 5.6

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
19年度	人 21	千円 80,692	千円 12,594	千円 31,526	千円 124,812	千円 5,943	千円 6,858

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（20年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
十和田市下水道事業	43.8 歳	332,545 円	495,286 円
団体平均	44.6 歳	372,307 円	570,494 円

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十和田市下水道事業	十和田市一般行政職
1人当たり平均支給額（19年度） 1,502 千円	1人当たり平均支給額（19年度） 1,693 千円
(19年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 (1.55) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 (1.55) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~15%加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~15%加算
	団体平均(市町村平均)
	1人当たり平均支給額（19年度） 1.772 千円

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

十和田市下水道事業			十和田市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置 2~20%			定年前早期退職特例措置 2~20%		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円			1人当たり平均支給額 2,021 千円 24,875 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）	30 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	2,727 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	52.4 %		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
上下水道料金収納手当	職員	外勤して水道料金を収納したとき	日額 200 円

エ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	4,631 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	221 千円
支給実績（18年度決算）	3,858 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	203 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

オ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき支給	同		523 千円	523,200 円
	部長級 77,400 円				
	課長級 62,300 円				

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円	同		3,110 千円	222,143 円
	配偶者以外				
	1人目 配偶者有 6,500 円				
	配偶者無 11,000 円				
	2人目以降 1人につき 6,500 円				
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額 1人につき 5,000 円				
住居手当	自ら居住するため住宅を借受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高 27,000 円	同		2,292 千円	163,714 円
	当該職員の所有に係る住宅のうち新築され又は購入の日から起算して5年を経過していないもの 2,500 円				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき、勤務1時間当りの給与額の25/100	同		0 千円	0 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200 円	同		0 千円	0 円
	医師の当直 20,000 円				
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 管理職手当の区分に応じ、1回につき4,000円～12,000円	同		0 千円	0 円

寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月に在勤する職員に支給(20年度までの経過措置あり)	同		1,511 千円	71,926 円
	世帯主で扶養親族のある職員 17,800 円				
	世帯主で扶養親族のない職員 10,200 円				
	その他の職員 7,360 円				
通勤手当	交通機関等(バス等)利用者の支給限度額 55,000 円	同		497 千円	38,247 円
	交通用具(自動車等)利用者の支給限度額 24,500 円				
単身赴任手当	異動等により単身で生活する職員に支給 支給限度額 68,000 円	同		0 千円	0 千円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成18年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 21	人 20	人 1	人 4.8

(参考) 十和田市行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	1人の減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		公営企業 等会計 (下水道)	職員数	21	21	21	19
	増減		0	0	△2	△2(200%)	

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。
2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降、現年までの職員増減数の累計を示します。